

に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告  
特別徴収

町民税  
県民税

整理番号

受付印

5

愛荘町長

提出

(特別徴収義務者)  
給与支払者

所在地 名称 個人番号または法人番号

印

(社印などの角印の場合は左上がみ出さないように押印してください。)

担当者  
氏名  
電話番号  
内線

特別徴収指定番号  
4年度  
宛番号  
5年度  
特別徴収指定番号  
宛番号

給与所得者情報表: フリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 住所, 異動後, 特別徴収税額(年税額), 徴収済税額, 未徴収税額(ア)-(イ), 異動年月日, 異動の事由, 異動後の未徴収税額の徴収方法, 1月1日以降退職時までの給与支払額

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)情報: 所在地, 名称, フリガナ, 特別徴収指定番号, 担当者氏名, 電話番号, 法人番号, 新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額((ウ)と同額)を右欄に記入。 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限)で納入します。

③普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申し出がないため。 2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄: 4年度, 5年度, 月分以降の月割額は, 特別徴収義務者を変更, 普通徴収へ切替, 一括徴収, その他

市町村処理欄: A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L

注意事項等

1 本書は、特別徴収の(個人)の市町村民税、道府県民税、道庁県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(退職・転勤等)した場合にはご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があつた月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。 2 太線枠内を記入し、3部印刷して3部ともご提出ください。なお、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、有効な切手を貼った返信用封筒を同封ください。 3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日(土)の場合は、2月第1日(日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。 4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、愛荘町税務課へお問い合わせください。